**平成２９年（フ）第４２０号**
千葉県野田市宮崎80番地の７　市営住宅宮崎西団地３号棟505号
債務者　小林　弘美
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２９年（フ）第２９０８号**
大阪府東大阪市小若江１丁目14番11号
債務者　貫名　貴子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第１２号**
熊本県山鹿市鹿校通３丁目６－６、住民票上の住所熊本県玉名市築地226番地１　ロイヤルハイツ203号
債務者　金森ひと美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

**平成２９年（フ）第５４３６号**
東京都町田市木曽東２丁目11―37―204
債務者　渡邉　　淳
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第２８６号**
静岡市葵区錦町15番地の２、旧住所静岡市葵区上土１丁目２番46号　ロワールＡ201
債務者　望月いずみ
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２９５号**
静岡県藤枝市岡部町三輪685番地の８　やよい団地　Ｇ―203
債務者　鈴木　美香
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第７１１号**
東京都調布市染地１丁目１番地２都営染地４―102
債務者　半田惠美子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６０号**
栃木県佐野市久保町108番地７、前住所栃木県佐野市堀米町176番地
債務者　尾林　孝子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２９年（フ）第６１号**
栃木県佐野市奈良渕町313番地11　ＮＡＲＡＢＵＣＨＩ313―Ｓ　104、前住所栃木県佐野市大橋町1021番地９　ヴィオラＡ102
債務者　黒田　裕香
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２９年（フ）第１１６４号**
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目12番地２　シティハイムＧＲＥＥＮ　203
債務者　比嘉　幸吉
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１２６３号**
横浜市神奈川区西寺尾４丁目15番４―511号
債務者　千葉　麻里
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１２８５号**
横浜市旭区本村町３番地１　モナークリバーサイド二俣川マンション103
債務者　松澤　秀一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４０２号**
横浜市泉区中田東４丁目66番17号
債務者　飯塚　哲也
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１４０３号**
横浜市泉区中田東４丁目66番17号
債務者　飯塚　尚子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部